



福岡医発第 1823 号 (地)
令和 4 年 9 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 4 年台風第14号による被害に係る災害復旧資金について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

本件は、令和 4 年台風第 14 号による被害について、災害救助法の適用により福岡県全域が令和 4 年 9 月 18 日付で適用地域（適用地域は随時更新）となり、独立行政法人福祉医療機構による災害復旧資金が利用可能となった旨をお知らせするものです。

詳細につきましては、別添及び下記 URL をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

(別添) 福祉医療機構ホームページ

- ・『災害復旧資金』等のお取扱いについて 対象地域等

<https://www.wam.go.jp/hp/r04t14nanmadol/>

- ・医療貸付事業における災害普及資金等について

https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1144/

- ・プレスリリース 令和 4 年台風第 14 号による被害にかかる災害復旧資金等の相談窓口の設置について

<https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/pr2212.pdf>

(災害復旧資金の融資、返済猶予についてのご相談)

【融資のご相談】独立行政法人福祉医療機構大阪支店 医療審査課

融資相談係 Tel06-6252-0219 Fax06-6252-0240

【返済のご相談】独立行政法人福祉医療機構顧客業務部 顧客業務課

Tel03-3438-9939 Fax03-3438-0248

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第 1232 号（医経）

令和 4 年 9 月 26 日

福岡県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 宮川 政昭
（公 印 省 略）

令和 4 年台風第 14 号による被害に係る災害復旧資金について

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

令和 4 年台風第 14 号による被害については、災害救助法の適用により、独立行政法人福祉医療機構による災害復旧資金を利用できます。

つきましては、災害救助法の適用地域（適用地域は随時更新されます）に所在されている被災医療関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

詳細は、福祉医療機構又は最寄りの福祉医療機構代理貸付取扱金融機関にご相談ください。

（別添）福祉医療機構ホームページ

- ・『災害復旧資金』等のお取扱いについて 対象地域等

<https://www.wam.go.jp/hp/r04t14nanmadol/>

- ・医療貸付事業における災害普及資金等について

https://www.wam.go.jp/hp/home-topics_list-recovery-tabid-1144/

- ・プレスリリース 令和 4 年台風第 14 号による被害にかかる災害復旧資金等の相談窓口の設置について

<https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/pr2212.pdf>

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業
リサーチ／セミナー／
コンサルティング

WAM助成
(社会福祉振興助成事業)

子供の未来応援基金

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険
事業

WAM NET事業
(福祉保健医療情報サービ
ス事業)

承継年金住宅融資等
債権管理回収業務

年金担保債権管理回
収業務・労災年金担保
債権管理回収業務

旧優生保護法一時金
支払等業務

ハンセン病元患者家族
補償金支払等業務

福祉医療機構
各事業の基本 Q&A

福祉・医療貸付のご融資を
ご利用中のみなさまへ

電子申請

⇒ ご活用ください

WAM助成
e-ライブラリー
(電子図書館システム)

社会福祉振興助成事業で実施した
過去の助成事業の概要や報告書な

『災害復旧資金』等のお取扱いについて

令和4年台風第14号に伴う災害

災害救助法適用 日	対象地域	
令和4年9月18日	山口県	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、安芸郡奈半利町、安芸郡田野町、安芸郡安田町、安芸郡北川村、安芸郡馬路村、安芸郡芸西村、長岡郡本山町、長岡郡大豊町、土佐郡土佐町、土佐郡大川村、吾川郡いの町、吾川郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡梶原町、高岡郡日高村、高岡郡津野町、高岡郡四万十町、幡多郡大月町、幡多郡三原村、幡多郡黒潮町
	福岡県	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、糟屋郡宇美町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、鞍手郡小竹町、鞍手郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、八女郡広川町、田川郡香春町、田川郡添田町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡赤村、田川郡福智町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、築上郡上毛町、築上郡築上町
	佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町
	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡長与町、西彼杵郡時津町、東彼杵郡東彼杵町、東彼杵郡川棚町、東彼杵郡波佐見町、北松浦郡小値賀町、北松浦郡佐々町、南松浦郡新上五島町

どの成果物を検索して閲覧することができます。

	熊本県	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町
	大分県	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、東諸県郡綾町、児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡西米良村、児湯郡木城町、児湯郡川南町、児湯郡都農町、東臼杵郡門川町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町、西臼杵郡五ヶ瀬町
令和4年9月17日	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町

[福祉貸付事業における災害復旧資金等について](#)

[医療貸付事業における災害復旧資金等について](#)

[福祉医療貸付事業における返済等のご相談について](#)

[退職手当共済制度の相談窓口について](#)

[承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について](#)

[年金担保債権管理回収業務・労災年金担保債権管理回収業務における返済条件の緩和等について](#)

※事業（業務）によって取扱期限が異なりますので、ご注意ください。

[ページのTOPに戻る](#)

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業
リサーチ／セミナー／
コンサルティングWAM助成
(社会福祉振興助成事業)

子供の未来応援基金

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険
事業WAM NET事業
(福祉保健医療情報サービ
ス事業)承継年金住宅融資等
債権管理回収業務年金担保債権管理回
収業務・労災年金担保
債権管理回収業務旧優生保護法一時金
支払等業務ハンセン病元患者家族
補償金支払等業務福祉医療機構
各事業の基本 Q&A WAM福祉・医療貸付のご融資を
ご利用中のみなさまへ

電子申請



⇒ で活用ください

WAM助成
e-ライブラリー
(電子図書館システム)社会福祉振興助成事業で実施した
過去の助成事業の概要や報告書な

医療貸付事業

災害復旧資金等のお取扱いについて

災害の被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

福祉医療機構では、被災された施設の復旧を支援するため、さまざまな優遇措置を実施しておりま

す。詳細につきましては、以下をご覧ください。

※ 令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さまは[こちらのページ](#)をご覧ください。

※ 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨により被災された皆さまは [こちらのページ](#)をご覧ください。

※ 令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さまは[こちらのページ](#)をご覧ください。

※ 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨により被災された皆さまは[こちらのページ](#)をご覧ください。

※ 平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆さまは[こちらのページ](#)をご覧ください。

※ 平成28年熊本地震により被災された皆さまは [こちらのページ](#)をご覧ください。

※ 東日本大震災により被災された皆さまは [こちらのページ](#)をご覧ください。

第1. 災害復旧資金について

第2. 降灰防除資金について

第1. 災害復旧資金について

1. 災害復旧資金のご融資について

(1) 対象となる方と貸付金の種類

(2) 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

(3) 新規のご融資についてのお問い合わせ先

2. 既往のご融資についてのお問い合わせ先

3. 災害復旧資金のお取り扱い地域

1. 災害復旧資金のご融資について

(1) 対象となる方と貸付金の種類

どの成果物を検索して閲覧することができます。

① 対象となる方

- (イ) 施設等に直接被害を受けた方
- (ロ) 施設等に直接被害を受けなかったが、交通機関の途絶等により、一時的に取扱患者等が著しく減少したことにより運転資金に不足をきたした方

※市町村長等の発行するり災証明書が必要となります。
※現在災害復旧資金のお取り扱いをしている地域は [こちらの地域](#)です。

② 貸付金の種類

甲種増改築資金、乙種増改築資金、機械購入資金、長期運転資金となります。

①の（ロ）の場合は、長期運転資金以外は通常貸付となります。

(2) 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

① 融資率

災害復旧資金	通常
90%	70～80% ※

※病院の乙種増改築資金と助産所の通常分の融資率については、 60% となります。

② 貸付限度額

各種資金は通常の貸付限度額の2倍の範囲内となります。

(イ) 甲種増改築資金・乙種増改築資金

	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所	10億円	5億円
介護老健	14億4,000万円	7億2,000万円

※増改築資金には取壊し新築等建替え事業を含み、仮設建物の建設又は既設建物の補修等に要する資金も対象とします。

(ロ) 機械購入資金

	災害復旧資金	通常
病院	14億4,000万円	7億2,000万円
診療所	5,000万円	2,500万円
介護老健	1億円	5,000万円

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

(ハ) 長期運転資金

	災害復旧資金	通常
病院	3,000万円	-
診療所	600万円	300万円
介護老健	2,000万円	1,000万円

③ 無担保貸付額

②の（イ）から（ハ）の貸付金額の合計額500万円を上限とする無担保のご融資が可能です。

④ 償還（据置）期間

機械購入資金、長期運転資金については最長6月延長できます。

（イ）機械購入資金

		災害復旧資金	通常
償還期間 （うち据置期間）	病院の	最長10年6月	10年
	先進医療機器	（最長1年）	（6月）
	上記以外の 医療機器・備品	最長5年6月 （最長1年）	5年 （6月）

※病院の機械購入資金については1品5,000万円以上の高額医療機器に限ります。

（ロ）長期運転資金

	災害復旧資金	通常
償還期間	最長3年6月	3年
（うち据置期間）	（最長1年）	（6月）

（参考）増改築資金（期間延長はありません）

		耐火構造	その他構造
償還期間 （うち据置期間）	病院	最長30年 （最長3年）	最長15年 （最長2年）
	診療所	最長20年 （最長1年）	最長15年 （最長1年）
	介護老健	最長30年 （最長3年）	最長15年 （最長2年）

⑤ 貸付利率

貸付利率は、契約締結時点の利率が適用されます。10年ごとに金利を見直しの制度もあります。

貸付利率の詳細につきましては、償還期間等によって異なる場合がありますので、お問い合わせください。

※ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます。

※ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しております。

⑥ 取扱期間

災害が発生した日から起算して6月目の月末までのお取り扱いとなります。

（3）新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本（北海道から三重県まで）に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

Tel: 03-3438-9937

Fax: 03-3438-0659

西日本（福井県から鹿児島県まで）に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係

Tel: 06-6252-0219

Fax: 06-6252-0240

2. 既往のご融資（返済条件の緩和）についてのお問い合わせ先

被災地の貸付先であって直接被害を受け、又は直接被害を受けなかったが取扱患者の減少等により元金の償還が困難となった開設者の方については、被災時から6月を超えない範囲内での約定元金の償還猶予をはじめ、返済条件の緩和をご案内できる場合がございますのでご相談ください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部「ご返済相談窓口」

Tel: 03-3438-9936

3. 災害復旧資金のお取り扱い地域（災害発生日より近い日付順で掲載（過去1年間））

令和4年台風第14号に伴う被害(令和4年)

※取扱期間は、令和5年3月31日までとなります。

令和4年8月3日から大雨による被害（令和4年）

※取扱期間は、令和5年2月28日までとなります。

令和4年7月14日から大雨による被害（令和4年）

※取扱期間は、令和5年1月31日までとなります。

令和4年福島県沖を震源とする地震による被害（令和4年）

※取扱期間は、令和4年9月30日までとなります。

※ 東日本大震災により被災された皆さまは[こちらのページ](#)をご覧ください。

※ 平成28年熊本地震により被災された皆さまは[こちらのページ](#)をご覧ください。

第2. 降灰防除資金について

1. 貸付の対象及び資金使途

(1) 貸付けの対象

(2) 資金使途

2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

(1) 貸付限度額

(2) 償還（据置）期間

(3) 貸付利率

3. 新規のご融資についてのお問い合わせ先

4. 既往のご融資についてのお問い合わせ先

5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域

1. 貸付の対象及び資金使途

(1) 貸付けの対象

活動火山対策特別措置法に基づき降灰防除地域に指定された市町村※に現に開設する医療関係施設等の
開設者です。

(2) 資金使途

降灰による支障を防止し、又は、軽減するための設備（防じんのための窓に設けられる戸及び窓
わく
並びに空調設備）に必要な増改築資金となります。
※現在の対象地域は [こちらの地域](#)です。

2. 災害復旧に係る新規のご融資の優遇内容

(1) 貸付限度額

① 40床を超える病院

通常の貸付限度額に別枠6千万円 ※を加えた範囲内となります。

② 上記①以外のもの

通常の貸付限度額に別枠4千万円 ※を加えた範囲内となります。

※通常の貸付限度額に加えて別枠を利用する借入申込については、降灰により施設運営に支障を
きたしている事実についての都道府県知事の証明書が必要です。

(2) 償還（据置）期間

通常の貸付と同じです。

（参考）増改築資金（期間延長はありません）

		耐火構造	その他構造
償還期間 (うち据置期間)	病院	最長30年 (最長3年)	最長20年 (最長2年)
	診療所	最長20年 (最長1年)	最長15年 (最長1年)
	介護老健	最長30年 (最長3年)	最長20年 (最長2年)

(3) 貸付利率

通常の貸付と同じです。

3. 新規のご融資についてのお問い合わせ先

東日本（北海道から三重県まで）に施設所在地があるお客さま

◆福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

Tel: 03-3438-9937

Fax: 03-3438-0659

西日本（福井県から鹿児島県まで）に施設所在地があるお客さま

◆大阪支店 医療審査課 融資相談係

Tel: 06-6252-0219

Fax: 06-6252-0240

4. 既往のご融資についてのお問い合わせ先

ご返済に関するご相談を個別に承ります。ご遠慮なくお問い合わせください。

お問い合わせ先

◆顧客業務部「ご返済相談窓口」

Tel: 03-3438-9936

5. 活動火山対策特別措置法に基づく降灰防除地域

霧島山（新燃岳）の噴火に伴う降灰（平成23年）

活動火山対策特別措置法適用日	対象地域	
平成23年2月25日	宮崎県	都城市、日南市、小林市、三股町、高原町

[ページのTOPに戻る](#)



令和4年9月21日

独立行政法人福祉医療機構

報道関係者 各位

令和4年台風第14号による被害にかかる 災害復旧資金等の相談窓口の設置について

独立行政法人福祉医療機構（WAM）では、このたびの令和4年台風第14号による被害を受けた地域のお客さまを対象とした相談窓口を設置し、災害復旧資金等の取り扱いを開始しました。

WAMは、地域の福祉医療基盤の整備、向上を目指す政策金融機関として、このたびの災害により被害を受けたお客さまのご融資やご返済に関する相談に、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

災害復旧資金等の内容、対象地域については、機構ホームページ
(<https://www.wam.go.jp/hp/recovery-tabid-351/>) に掲載しています。

記

＜福祉貸付事業・医療貸付事業をご利用のお客さま＞ （災害復旧資金のご融資、返済猶予についてのご相談）

【ご融資のご相談】大阪支店 福祉審査課 融資相談係
TEL06-6252-0216 Fax06-6252-0240
大阪支店 医療審査課 融資相談係
TEL06-6252-0219 Fax06-6252-0240

【ご返済のご相談】顧客業務部 顧客業務課
TEL03-3438-9939 Fax03-3438-0248

＜退職手当共済事業をご利用のお客さま＞ （退職手当金の請求及び各種届出についてのご相談）

【退職手当金の請求に関すること】
共済部 退職給付課 TEL0570-050-294 Fax03-3438-9261
【各種届出に関すること】
共済部 退職共済課 TEL0570-050-294 Fax03-3438-0584

＜年金担保債権管理回収業務・労災年金担保債権管理回収業務をご利用のお客さま＞ （返済条件の緩和についてのご相談）

年金業務部 年金担保管理課 TEL03-3438-0224 Fax03-3438-9962

＜承継年金住宅融資等債権管理回収業務をご利用のお客さま＞ （返済条件の緩和についてのご相談）

年金業務部 年金業務課 TEL03-3438-3878 Fax03-3438-3881